

# 論文概要

## タイにおける障害者運動の展開 －「障害の社会モデル」受容と政策関与に注目して－

学籍番号 10MD0097

千葉 寿夫

### 研究の目的と方法

本論文は、アジア途上国の中でも比較的早くから障害者が政策に関与し、障害者法が制定され、「障害者の権利条約」が批准されているタイを事例に、障害者運動の展開と政策への関与など、その発展過程を明らかにするものである。特に北側諸国で新しい障害者運動の基礎とされている「障害の社会モデル」という考えが、タイの社会と文化の中でどのように理解され、また実践されているのか、に注目している。

国連による「障害者の権利条約」は2006年12月3日に採択され、2012年1月現在、109ヶ国によって批准され、153ヶ国によって署名されている。「障害者の権利条約」は、障害の問題を障害者個人ではなく社会の側に置くという「障害の社会モデル」という考え方を基礎としている。「障害の社会モデル」を基礎とした障害者運動は1960年代後半から70年代にかけて、北側先進諸国を中心にほぼ同時期に発生している。多くの国で、障害者は、当時の福祉制度や政策、障害者に対する社会からの差別や偏見を批判し、その代わりに障害者が求める社会として、保護や隔離ではなく障害者が地域で平等に暮らせる権利を主張し始めた。北側諸国で始まった障害者運動は、1980年代に入ると国際社会にも影響を与えるようになり、運動は世界中の途上国にも広がっていった。特に1981年の障害者インターナショナル世界会議後は、タイを含むアジア途上国に強い影響を与えた。このような「社会モデル」を基礎にした障害者運動は、北側諸国の事例を中心に、その運動の成果や限界などの研究が多くなされている。しかしタイなどアジア途上国の障害者運動に関する研究事例は非常に少ない。筆者は、2001年から2007年までタイでアジア太平洋地域を対象にした障害者支援事業に従事し、発展途上国の障害者リーダーが、障害者運動を積極的に推進している様子を間近で見てきた。特にタイでは、障害者リーダーが「障害の社会モデル」に則った国内法の整備と「障害者の権利条約」の批准に積極的に関与している。そこでタイの障害者運動の発展過程を明らかにし、運動の特徴と限界、またタイにおける「障害の社会モデル」の受容などを分析することは、途上国の障害者支援に関わる多くの人にとって有意義であると考えた。

研究の方法としては、文献調査と自由面接によるインタビュー調査を基本とした。まず北側諸国の事例としてイギリス、アメリカ、日本の障害者運動の発展過程を文献調査で明らかにし、タイの障害者運動に関しては、数少ない論文や報告書から基本情報を集め、その後2011年12月に7日間の現地調査を行った。タイでは特に障害者リーダーと障害者運動に参加している若手障害者を中心にインタビューを行った。

## 論文の構成

### 第1章 序章

- 第1節 研究の背景
- 第2節 研究の目的
- 第3節 研究の意義
- 第4節 研究の方法
- 第5節 論文の構成

### 第2章 障害者運動のとらえ方

- 第1節 北側諸国における障害者運動
- 第2節 研究課題の設定

### 第3章 タイ障害者運動の展開

- 第1節 タイの障害者と支援策の現状
- 第2節 1970年代までの障害者支援政策と障害者団体
- 第3節 1980年代初頭から1991年のリハビリテーション法成立まで
- 第4節 1991年から2007年のエンパワメント法成立まで

### 第4章 タイ障害者運動の特質

- 第1節 タイにおける障害の概念
- 第2節 タイ障害者運動の成果と限界

### 第5章 結論と提言

- 第1節 結論
- 第2節 国内支援施策と国際協力への提言

## 論文の概要

第一章では、論文の背景や目的、研究方法などを簡潔に記した。特に本論文で「障害の社会モデル」を基礎とした障害者運動を扱う理由を説明し、また北側諸国で提唱された「障害の社会モデル」という考えが、如何に国際社会に影響を与え、途上国にまで広がって行ったのか、その発展経緯を簡単に説明した。

第2章では、北側諸国の事例としてイギリス、アメリカ、日本の3カ国を取り上げ、各国の主に1970年代から1990年代までの障害者運動を振り返り、それぞれの障害者運動の展開における独自性と共通性を明らかにした。すなわち北側諸国の障害者運動は、①社会的な偏見や既存の福祉制度に対する反発から誕生し、②「障害の社会モデル」という考えに基づいた社会改革運動や自立生活運動など、障害者自身が求める社会や福祉サービスの供給へと発展し、③障害当事者による政策や立法への関与、という3段階を経て展開されていた。他方、独自性として、例えばイギリスや日本では、それまでの福祉制度に対する反発から障害者運動が誕生しているが、アメリカでは公民権運動の一環として障害者運動が展開されている。そして、これら先進諸国の共通性と独自性を分析の枠組みとして、タイ障害者運動を分析するための「研究課題」を以下のように設定し

た。タイでは、①障害の社会モデルを基礎とした障害者運動はいつ、どのように始まったのか、②自立生活運動はどのように始まり発展したのか、③障害者の政策関与と法律の制定はいつ始まり、障害者はどのように関与したのか、またそのときの政府や政治家は賛同したのか反対したのか、④障害者運動の展開過程は、北側諸国と似ているのか、異なるのか、⑤「障害の社会モデル」に対する障害者の理解と障害者運動の限界はなんなのか。

第3章では、タイの障害者運動の展開を歴史的に振り返り、各年代における運動の発展を整理している。まず現状のタイ障害者に対する福祉制度や法律、統計などを整理し、その上で、タイの障害者施策や障害者運動を1970年代まで、1980年代初頭から1991年のリハビリテーション法の制定まで、そして1991年から2007年のエンパワメント法まで、の3段階にわけ各段階における障害者運動の展開を明らかにした。1970年代まで、タイ政府による障害者支援策はほとんど実施されておらず、当時の法律で「障害者」を扱っているものは3つしかなかった。また1960年代に視覚と聴覚の障害者団体が設立されているが、ソーシャル・クラブのような内輪の活動しかしていなかった。タイ障害者運動が発展する大きなきっかけは、1981年のDPI世界会議（設立会議）であった。この会議に参加したタイ障害者リーダーは、1983年にDPIタイランドを設立することとなる。「障害者の権利」に目覚めた障害者リーダーは、その後、タイ障害者の生活環境を変えるべく障害者法の制定へと活動を発展させて行くのであった。

第4章では、第3章で明らかにしたタイ障害者運動の展開を振り返り、第2章で掲げた「研究課題」にそって、運動の特徴や北側諸国との共通点と相違点、また運動の限界などを分析した。タイ障害者運動は、北側諸国とは異なり、既存の福祉制度やサービスに対する反発から生まれたものではなく、障害者運動の国際的な広がり、つまり外部から刺激を受け誕生したものであった。障害者運動が始まる前に、既存の福祉制度がほとんど存在しなかったタイでは、運動の目的は最初から障害者法の制定であった。タイ障害者リーダーは運動を広げるため、政府へのロビー活動、社会啓発、法案の作成など運動を大きく展開させていった。その結果として、1991年にタイで最初の障害者法が制定された。タイ障害者リーダーは、その後も政策関与を強め、国連「障害者の権利条約」に則った新しい障害者法を2007年に制定することにも成功する。2度に渡る障害者法の制定は、タイ障害者運動の大きな成果と考えられるが、法律制定の裏には、タイ独自の社会背景であるクーデターの影響があった。またタイにおける自立生活運動は日本からの国際協力によって導入されたものであった。「障害者の自立」という概念や「介助者制度」など、当初、タイでは実現することが難しいとの反発も見られたが、タイ障害者リーダーの絶え間ない努力や日本の障害者リーダーによる粘り強い技術指導によって、2005年にはタイで3つの自立生活センターが設立されている。また2009年にはセンターが7つにまで拡大している。

さらに第4章では、タイにおける「障害の概念」についても分析を行っている。タイでは、仏教の教えで「障害は前世の罪」として捉えられている、という風説があるが、それは仏教の謝った理解による社会通念であった。しかしこの謝った社会通念のせいで、

幼少から差別を受けている障害者がいることも明らかになった。一方で、障害者の中には仏教を深く勉強し、「障害が前世の罪」とする考えが謝った教えであることを知りながらもなお、自分の障害を「前世の罪」として捉えている障害者がいた。彼らは、「自分の障害を前世の罪」と捉えることで、今後の人生をよりよくすることができると思っていた。彼らによれば「仏教の教えが障害者のエンパワメントに役立つ」のであり、「仏教による心の解放が障害者の自立生活にもつながる」と考えていた。「障害の社会モデル」という北側諸国の概念で見れば、ややすれば否定されがちな仏教の障害に対する古い価値観を、タイの障害者は自分なりに理解し、自分たちの自立生活に役立てているのであった。

第5章は、第4章で分析されたタイ障害者運動の特徴や限界、タイ仏教における障害の概念などを総括し、最後にタイ障害者支援における国内支援施策と国際協力における障害者支援に対する提言を行った。それらは、①自立生活センターの普及、②仏教と障害の社会モデルの共存、③適切な医療ケアについての検討、④障害学導入の検討、である。

タイの障害者運動は、北側諸国と異なり、既存福祉制度に対する批判や告発という背景から誕生したものではなかった。むしろ国際的な障害者運動の影響を受け、権利や差別に気づいた障害者が始めたものであった。タイ障害者運動は、まず法律の制定を目的として活動を始めており、政策関与や法律制定が運動の発展後に現れた北側諸国とは異なるものであった。国際社会から多くを学んだ障害者リーダーたちは、自ら積極的に活動し、タイ初の障害者の生活を保護する法律の制定に成功したのであった。タイでは、「障害の社会モデル」に則った障害者運動の展開が見られるが、「社会モデル」に対する理論的な理解は基本的なものにとどまり、深い議論や考察などはほとんど見つけることが出来なかった。その反面、「仏教の心の解放が障害者のエンパワメントにつながる」と考えるタイ障害者の事例は、非常に興味深いものであった。アジア途上国の宗教や文化に適した「障害の社会モデル」のあり方について、今後、より多くの研究が必要になるだろう。途上国の障害者は、福祉政策においても国際協力においても「支援の受け手」と捉えられがちであるが、タイ障害者運動は、タイの障害者が「受け手」というより「活動の担い手」として運動を先導したことを表している。